

松本市道路除雪事業計画

令和5年10月

松 本 市

目 次

第1章 道路除雪計画概要

- 1-1 目 的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 1-2 除雪方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 1-3 作業種別と定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 1-4 路線の区分・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 1-5 出動基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- 1-6 作業基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

第2章 路面凍結防止

- 2-1 凍結防止剤散布・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

第3章 1次・2次路線の除雪

- 3-1 新雪除雪・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
- 3-2 圧雪除去・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
- 3-3 拡幅除雪・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
- 3-4 運搬排雪・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
- 3-5 大雪時及び豪雪時の除排雪・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5

第4章 3次路線の除雪（大雪時）

- 4-1 3次路線除雪・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6

第5章 行政と市民との協働

- 5-1 市民との協働・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
- 5-2 市民（町会）による除雪・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
- 5-3 市民への周知・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7

第6章 市の除雪活動体制

- 6-1 活動体制の種類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
- 6-2 大雪時体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9

第7章 雪捨て場

- 7-1 確保場所と利用方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
- 7-2 位 置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
- 7-3 大雪時臨時雪捨て場・・・・・・・・・・・・・・・・・・10

第1章 道路除雪計画概要

1-1 目的

この計画は、冬期間における市道の除雪作業を、行政・市民・除雪業者が連携して、迅速かつ適切に実施することを目的とします。

1-2 除雪方針

冬期間の道路管理については、道路利用者がスタッドレスタイヤ等の防滑装置を装着した状態で、路面状況に応じた運転を行っている場合の安全な交通確保を目指します。

1-3 作業種別と定義

作業種別	定義
新雪除雪	道路上の新雪を道路の側方へ寄せる作業です。
圧雪除去	新雪除雪後、降雪の継続により発生する圧雪を取り除く作業です。圧雪がわだちや凸凹になっている場合は、路面整正も兼ねた作業も行います。
拡幅除雪	必要な道路幅員の確保や、次の降雪に備え、道路の側方などに寄せられた雪を、取り除く作業です。道路側方にスペースが無い場合は、運搬排雪と併せて行います。
運搬排雪	道路上や側方に寄せられた雪を、雪捨て場に運搬し、除去する作業です。幅員が狭い市道や交差点などで必要になります。
凍結防止剤散布	路面が、凍結もしくは凍結のおそれがあるときに、凍結防止剤を散布する作業です。

1-4 路線の区分

路線の区分	選定基準
1次路線	(1) 2車線以上の幹線道路 (2) バス路線（コミュニティバス路線を含む。）
2次路線	(1) 2車線未満の幹線道路 (2) その他指定道路
3次路線 *大雪時のみ設定	(1) 地域内で主要な生活道路 (2) 幅員が3m以上で、機械除雪が可能な道路
凍結防止剤散布路線	路面凍結のおそれのある急な坂道、交差点、橋りょう、日陰部及び事前に選定した幹線道路

1-5 出動基準

路線区別 作業の種類	1次路線	2次路線	3次路線
新雪除雪	(1) 積雪が10cmに達し、更に降雪が続くことが見込まれるとき、1次路線優先を考慮しながら出動します。 (2) 地域の特性を考慮し、降雪量が多いことが見込まれる場合は、上記基準に達する前に出動します。		「長野地方気象台松本特別地域気象観測所での積雪の深さ（観測値）が30cmを超え、今後も天候の回復が見込めない場合」で、松本市道路除雪本部長（松本市建設部長）が必要と判断したとき。
圧雪除去	圧雪によりわだちができ、著しく通行に支障がある場合		
拡幅除雪	(1) 車道幅員が狭くなり、交通の確保が困難になる場合 (2) 次回の新雪除雪作業に支障がある場合		
運搬排雪	(1) 幅員確保が困難となり、拡幅除雪が難しい場合 (2) 除雪優先バス路線は、「長野地方気象台松本特別地域気象観測所での積雪の深さ（観測値）が25cmに達した場合」で、維持課長が必要と判断したとき、必要箇所において出動します。		
凍結防止剤散布	(1) 深夜・早朝の路面凍結、薄い積雪があった場合で、気温・路面状況を観察し、凍結のおそれがあるとき。 (2) 事前に選定した路線を基本に散布します。		

1-6 作業基準

区分	幅員	路面状態
1次路線	(1) 2車線以上の幅員を確保することを基本とします。 (2) バス路線は、バスの運行に支障がないように行います。	スタッドレスタイヤ等の防滑装置を装着した状態で、走行可能な道路にします。 ※いつでも雪のない状態にするものではありません。
2次路線	(1) 1車線の幅員を確保し、必要な待避所を設けます。	
3次路線	(1) 1車線の幅員を確保し、必要な待避所を設けます。	

第2章 路面凍結防止

2-1 凍結防止剤散布

(1) 目的

- ア 路上水分の凍結を事前に予防するため。
- イ 圧雪を舗装面に接着させないようにするため。
- ウ 薄く積った新雪や氷膜を融解するため。
- エ 除雪後の薄く圧雪化した雪の融解を促進するため。

(2) 出動基準

- ア 深夜・早朝の路面凍結、薄い積雪があった場合で、気温・路面状況を観察し、凍結のおそれがある場合に出動します。
- イ 事前に選定した路線を基本に散布します。

(3) 出動判断

地域の状況を確認し、除融雪業者が判断しますが、状況によっては市（維持課）が判断します。

(4) 作業の時間帯

通勤・通学の時間帯前の完了を目指し、夜間・早朝の作業を基本とします。

(5) その他

降り積った雪を融解するために行う作業ではありません。

第3章 1次・2次路線の除雪

3-1 新雪除雪

(1) 出動基準

ア 積雪が10cmに達し、更に降雪が続くことが見込まれるとき、1次路線優先を考慮しながら出動します。

イ 地域の特性を考慮し、降雪量が多いことが見込まれる場合は、上記基準に達する前に出動します。

(2) 出動判断

市（維持課）の判断を基本としますが、状況によっては、除融雪業者が判断します。

(3) 作業の時間帯

通勤・通学の時間帯前の完了を目指し、夜間・早朝の作業を基本とします。

(4) 車道の路肩（自転車レーンを含む。）

雪寄せ場として一時利用します。

3-2 圧雪除去

(1) 出動基準

圧雪によりわだちができ、著しく通行に支障がある場合に出動します。

(2) 出動判断

圧雪によるわだち及び路面凍結の発生状態や車両の通行状況を確認の上、市（維持課）が判断します。

3-3 拡幅除雪

(1) 出動基準

ア 車道幅員が狭くなり、交通の確保が困難になる場合に出動します。

イ 次回の新雪除雪作業に支障がある場合に出動します。

(2) 出動判断

路肩に寄せられた雪の堆積状態や車両の通行状況を確認の上、市（維持課）が判断します。

3-4 運搬排雪（大雪時は、3-5に従い対応）

(1) 出動基準

幅員確保が困難となり、拡幅除雪が難しい場合に出動します。

(2) 出動判断

路肩に寄せられた雪の堆積状態や車両の通行状況を確認の上、市（維持課）が判断します。

3-5 大雪時及び豪雪時の除雪

(1) 除雪方針

除雪を繰り返すことで、道路の側方に寄せた雪により、車線確保ができなくなるため、全ての雪を除雪しようとせず、平坦性のある、安定した圧雪路面を保つよう心がけます。

(2) 除雪優先バス路線

・1次路線のうちで病院等へのバス路線は、関係機関と調整した上、除雪優先バス路線として選定します。

・「長野県地方気象台松本特別地域気象観測所での積雪の深さ（観測値）が25cmに達した場合」で、維持課長が必要と判断したとき、状況に応じて車両通行確保のため、運搬排雪を実施します。

(3) 県との連携

豪雪時において、あらかじめ決めた緊急確保路線及び除雪優先路線のうち、異なる道路管理者が混在した主要幹線道路（県及び市）は、県と協議の上、相互乗り入れ除雪体制を可能とします。

○緊急確保路線・・・広域交通及び物流確保の観点から、地域の基軸となる路線

○除雪優先路線・・・地域として必要なバス路線や主要施設（病院等）へのアクセス道路

第4章 3次路線の除雪（大雪時）

4-1 3次路線除雪

(1) 出動基準

「長野地方気象台松本特別地域気象観測所での積雪の深さ（観測値）が30cmを超え、今後も天候の回復が期待できない場合」で、松本市道路除雪本部長（松本市建設部長）が必要と認めたとときに出動します。

(2) 3次路線の選定基準

ア 地域内で主要な生活道路

イ 幅員が3m以上で、機械除雪が可能な道路

ウ 路線選定及び除雪順序については町会長と協議し、決定します。

第5章 行政と市民との協働

5-1 市民との協働

今日の社会情勢の著しい変化を背景に、地域が抱える課題や市民ニーズも、複雑・多様なものになってきていることから、これらの課題等に対しては市民と行政がよきパートナーとして連携・協力しながら解決に取り組んでいくこと、すなわち市民と行政の協働が求められています。

生活道路の雪処理は、今まで沿道及び沿道周辺の住民による対応が一般的でした。

しかし、少子高齢化や核家族化の進展等に伴い、大雪時には、沿道住民だけでは雪処理の対応が難しくなっています。

そのため、町会や地域住民等が一体となって除雪作業を行う地域コミュニティの確立が求められています。

また、大雪は、全市的な災害として捉え、市民と行政が一体となって対応することが必要となります。

5-2 市民（町会）による除雪

(1) 凍結防止剤散布について

ア 凍結防止剤は、要望する町会等に提供します。必要に応じて、町会等の判断により生活道路で日陰部などの凍結が起こりやすい場所に散布します。

イ 散布量は1㎡当り20～30g（一握りくらい）を目安とします。

(2) 除雪作業について

ア 生活道路、歩道、通学路、横断歩道橋、ごみステーション、消火栓まわ

り等、日常生活に必要な箇所については、町会単位で除雪を行います。

イ 町会による除雪作業により集積された雪は、町会からの申し出により、業者又は市が搬出します。町会では、トラックへの積込み作業に協力するものとしします。

(3) 除雪体制の確立

町会では、町会内の生活道路、歩道、通学路等の除雪について、学校・PTA等の関係団体と連携し、除雪体制の確立に努めるものとしします。

5-3 市民への周知

市民との協働による除雪作業を進めるため、広報まつもとや市ホームページ等により次の案内を市民へ周知します。また、大雪の際には、雪捨て場情報等をラジオ放送などにより情報発信します。

- (1) スタッドレスタイヤ等早めの装着をお願いします。
- (2) 雪の重みで立木の枝、竹木の垂れ下がりや渋滞や事故の原因となるため、事前に撤去をお願いします。
- (3) 円滑な除雪作業を行うため、除雪路線への路上駐車や自動車での外出を控えてください。
- (4) 市の機械除雪により、各戸の間口を塞いでしまうことがあります。ご理解とご協力をお願いします。
- (5) 交通障害の原因になるため、敷地内の雪を道路へ出さないでください。
- (6) 水路に雪を流すと水路があふれる原因になりますので、水路への雪捨てはしないでください。
- (7) 雪捨て場に雪以外のものを持ち込まないようにしてください。

第6章 市の除雪活動体制

6-1 活動体制の種類

配備体制	活動開始基準	活動終了基準	活動部署
通常体制	・1次・2次除雪 積雪が10cmに達し、更に降雪が続くことが見込まれるとき。	・1次・2次 路線の除雪が完了したとき。 *	・維持課
	・凍結防止剤散布 道路路面が凍結のおそれがあるとき。	・通勤・通学の時間帯前に完了する。	
事前体制	・大雪警報発表時 ・暴風雪警報発表時	・警報解除となったとき。	
警戒体制	・長野地方気象台松本特別地域気象測候所での積雪の深さ（観測値）が25cmに達し、30cm以上の降雪が予想される時。 ・積雪、凍結による交通の混乱が起こり、建設部長が必要と認めたとき。	・大雪時体制に移行したとき。 ・道路除雪本部長が必要ないと認めたとき。	・建設部長を本部長とする「道路除雪本部」を設置 ・本部員は直ちに集まり本部会議を実施 ・その他部員は待機
非常時体制 (大雪時体制)	・3次路線の除雪作業出動基準に達したとき。 * 3次路線の除雪作業出動基準「長野地方気象台松本特別地域気象測候所での積雪の深さ（観測値）が30cm以上になり、今後も天候の回復が期待できない場合」で、道路除雪本部長（建設部長）が必要と認めたとき。	・3次路線の除雪が完了したとき。	・6-2 大雪時体制のとおり

*除雪が完了とは、1-6作業基準の路面状態となったときとする。

6-2 大雪時体制

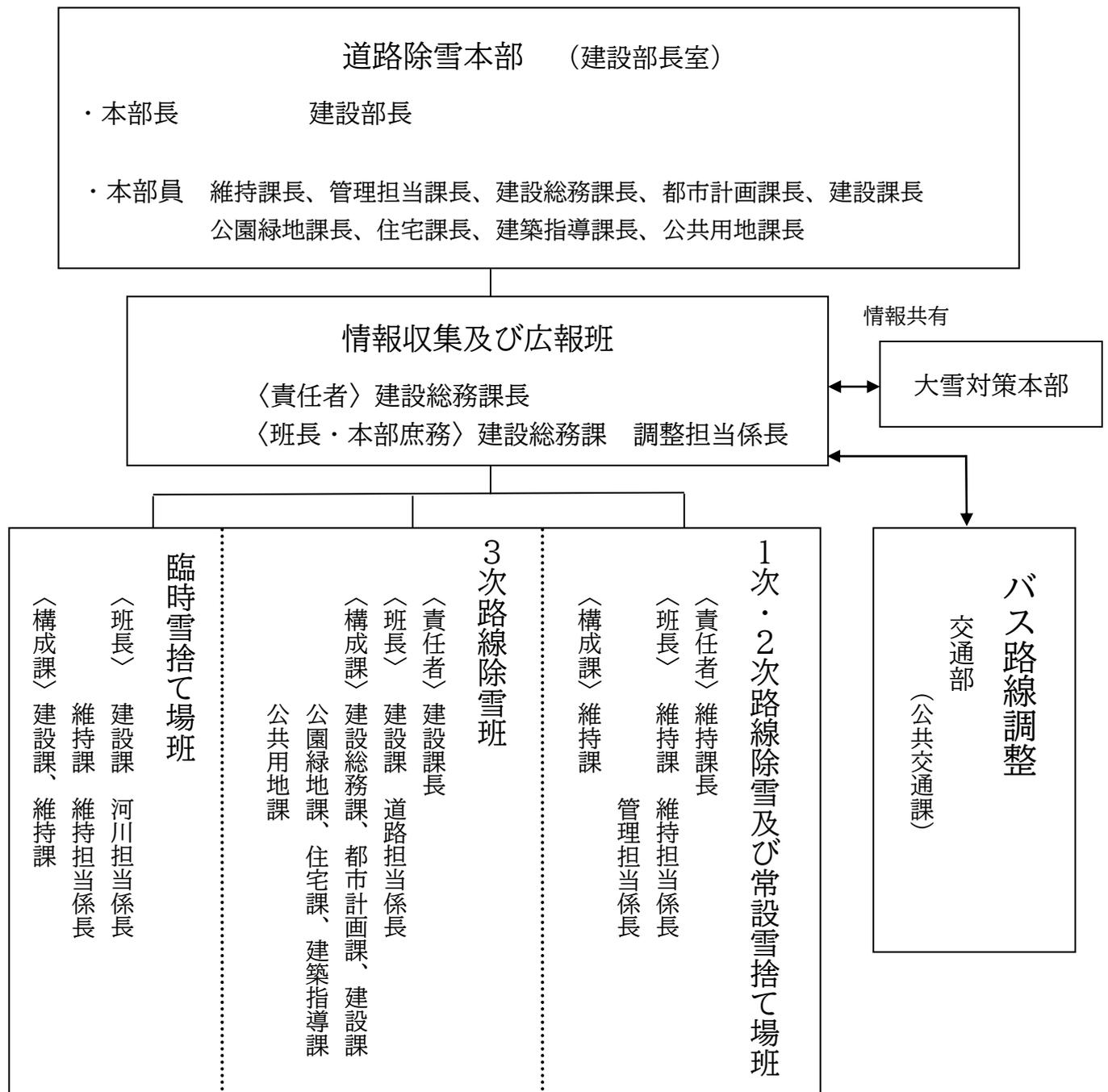
警戒体制に入ると同時に道路除雪本部を設置し、大雪時体制ではすべての班が活動します。

松本市大雪対策本部が設置された場合には、その指揮下に入ります。

道路除雪に関する情報は一元化し、速やかに大雪対策本部に連絡し、情報を共有します。

また、バス路線は、交通部と連携して情報共有をします。

道路除雪本部組織図



第7章 雪捨て場

7-1 確保場所と利用方法

冬期には、3カ所の常設雪捨て場を確保します。

雪捨て場の搬入路には、事前に案内板等を設置します。

場 所	開設期間	開設時間	利用方法
①奈良井川下二子橋下流左岸	毎年12月1日～翌年の3月31日の間の、除雪状況により開設します。	8:30～17:00	利用に当たって市への連絡は、必要ありません。
②薄川金華橋上流右岸			
③扇子田運動公園東側			

(注意) ゴミや土砂など雪以外のものは、持込禁止です。

午後5時から翌午前8時30分までは危険防止及び不法投棄防止のため、閉鎖します。

7-2 位 置

上記3カ所の場所は、松本市のホームページに掲載します。

7-3 大雪時臨時雪捨て場

大雪時は、常設3カ所とは別に臨時雪捨て場を開設します。

開設場所については、松本市のホームページ等に掲載します。

除雪に関するご意見・ご要望は、町会を通してご連絡ください。

連絡先 松本市 建設部 維持課

☎34-3244 (直通)